

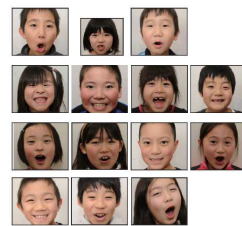
ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

<ニセコ町まちづくり基本条例 前文より>

もっと
知りたい
ことしの
仕事



平成 25 年度版
ニセコ町字探説明書

ニセコ町まちづくり基本条例 改正のための意見募集

町では、まちづくり基本条例第57条の規定により、ニセコ町の現状にふさわしい条例であるかを検討するため、まちづくり基本条例の改正に際し、広く意見の募集を行います。

期間は、**2月1日(土)～2月28日(金)まで**、意見の募集を受け付けます。



■意見募集の内容

- 基本条例の条文で改正すべき意見について
- まちづくり全般に対する意見について

日ごろ感じている「まちづくり」関することについて、広くご意見をいただき、条例改正に反映することを目的とする意見募集です。意見の表明はどのような形でも構いませんので、お気軽にお寄せください。なお、現在の基本条例はホームページにも掲載しています。

基本条例ホームページ

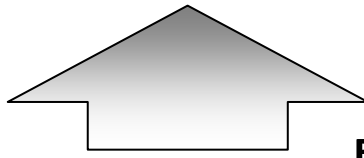
<http://www.town.niseko.lg.jp/machitsukuri/jyourei/kihon.html>

《お問い合わせ先》

ニセコ町 企画環境課経営企画係
担 当：福村 一広、佐々木一茂
〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見 47 番地
TEL 0136-44-2121(内線 131)
FAX 0136-44-3500
E-mail kikaku@town.niseko.lg.jp



※ 裏面に意見様式（ファックス用）があります



FAX 44-3500(24時間受付)

『基本条例改正に向けた意見』 ファックスをお持ちの方は、この用紙のみ送信ください。
ファックス以外でも、窓口、電話、郵便、メールなど、
ご利用しやすい方法にてご意見お寄せください。

ご住所 〒048-15__ __ ニセコ町字	電話番号
アパート名・団地名：	年齢 歳
お名前（ふりがな）	性別 男 ・ 女

お寄せいただいたご意見は、取りまとめを行い、3月7日（金）以降に町ホームページなどで公表いたします（ご住所、お名前などの個人情報は公表いたしません）。
